

令和3年度 岐阜市立岐阜特別支援学校いじめ防止基本方針

| | | |
|----------|----|----|
| 平成26年 | 3月 | 策定 |
| 平成27年 | 4月 | 改定 |
| 平成28年 | 4月 | 改定 |
| 平成29年 | 4月 | 改定 |
| 平成29年10月 | | 改定 |
| 令和元年 | 5月 | 改定 |
| 令和元年 | 7月 | 改定 |
| 令和2年 | 4月 | 改定 |
| 令和3年 | 4月 | 改定 |

はじめに

ここに定める「岐阜市立岐阜特別支援学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という。）第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者への意向への配慮を踏まえ、早急に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

①いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決してゆるされないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

②いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・いじめが生まれる背景は様々で（障がい者、外国籍、性同一性障がい、被災者等）あるため、十分見極めて指導しなければならない。

※「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の

対処を行う。

※けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を調査して判断する。

※表現の未熟さゆえ「好き」や「構ってほしい」の裏返しとして相手の嫌がる行動をしてしまう場合も、適切な表現の仕方ができるよう導く指導が必要である。

(3) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視される。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(4) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

- ・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ・上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

① 「いじめは、絶対に許さない」

- ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

② 「いじめは、いつ、どこでも、だれにでも起こり得る」

- ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

- ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

- ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対した個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(6) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり
～誰も一人ぼっちにさせない～

児童生徒に示す4つの約束

① 岐阜特別支援学校の児童生徒全員を、先生たちは精一杯応援します。
→誰も一人ぼっちにさせない。

② 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導します。
→いじめはみんなで必ず止める。

③ いつでもどんな相談も聞きます。
→どんなことも受け止める。

④ 先生たちは、相談されたら、その日のうちに立ち上がります。
→必ず24時間以内に問題解決に立ち上がる。

- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(7) 保護者の責務など

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。保護者は保護する児童生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努める。また、いじめを受けた場合は、適切にいじめから保護する。保護者は学校が講ずるいじめ防止等の取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・児童生徒が「分かった・できた」という達成感を味わうことができる授業作りを行うことで、存在感や所属感、達成感を味わい、望ましい人間関係を築くことができるようとする。
- ・高等部生徒会活動やMSリーダーズの活動で、年間を通していじめ防止の

取組を行う。

(2) 安心感を生み出す指導

- ・朝の会や帰りの会で、児童生徒の良さを教師が伝えたり、お互いが認め合ったりできる場を設ける。
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。(地域貢献やボランティア等)
- ・M S リーダーズ活動を通した社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を促すとともに、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・いじめアンケート等のダブルチェックを行い、いじめを見逃さない体制づくりをする。
- ・児童生徒が相談しやすいよう、本人と教師が一対一で話すことができる場を設ける。

(3) 生命や人権を大切にする指導

- ・いじめ対応に係る教職員の資質の向上を図る職員研修等を開催する。
- ・生命の尊厳への理解(性教育、情報モラル教育、薬物乱用防止教育など)
- ・「いじめを見逃さない日」の取組の一つとして、その日に全校で人権に関する授業等を行う。

(4) すべての教育活動を通した指導

- ・教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・児童生徒の良かった姿を、通信や掲示に位置付ける。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルに関する指導を定期的に行う。(5月、7月、12月、3月)

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・ささいなことでも「これくらい」と思わず、教職員間で情報共有をして指導する。
- ・児童生徒の言動に対してアンテナを高く張り、見逃さない意識をもつ。
- ・児童生徒が困ったときに相談しやすい体制を作る。(教師と一対一での教育相談・SOSの出し方教育・情報提供アンケートなど)

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・定期的に生活アンケート調査を実施し状況を把握する。児童生徒本人が自力で回答をするが、必要に応じて担任が支援する。また、いじめを受けていると思われる事案については適切かつ迅速に情報共有して、対処する。
- ・回答については懇談等で保護者と共有する。

※生活アンケート調査は、年3回実施(懇談前の6月、11月、2月)

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応

を構築する。

- ・いじめ対策監による見守り（校内巡視）をする。

（4）教育相談の充実

- ・学校・家庭の役割を明確にして全校体制による日常的な教育相談活動を行う。要援助不登校児童・生徒への問題解決的な教育相談とともに、全児童生徒を対象とする開発的教育相談のような予防的教育相談などあらゆる機会を捉えて行う。

（5）教職員研修の充実

- ・職員各々が確かな人権感覚と危機管理意識を高めるための人権啓発チェックを、職員会に合わせて年3回実施する。また、いじめ対応研修を定期的に行う。
- ・児童生徒に関する情報を教師間で共有できる場を設ける。

（6）保護者・地域との連携

- ・学校と家庭・地域と連携を図り年間を通していじめ防止の取組を行う。また、確実に関係児童生徒の保護者へ情報提供を行う。
- ・必要に応じて、保護者や地域からの情報提供を受けられるようとする。
- ・家庭との連携を密にして、児童生徒の実態に合わせたきめ細かな生徒指導を行う。
- ・情報モラルに関する保護者への啓発を行う。（5月は情報モラル教室にて、7月、12月、3月については長期休業前の保護者懇談会で行う）

（7）関係機関との連携

- ・外部機関（警察、子ども相談センター、エールぎふ、市役所福祉課、スクールロイヤー等）と連携を図る。
- ・いじめ対策監が中心となり、外部専門機関との連携を深めたり、ケース検討会議を開いたりして、校内での連携体制や指導方針を整える。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置〈必置〉

いじめ防止等の対策のための組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童等生徒及びその保護者の支援並びに加害児童等生徒の指導及びその保護者への助言

(6) 該当市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動

(7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

〔組織の構成員〕

- ・学校関係者：校長、教頭、各部主事、生徒指導主事、いじめ対策監、学部コーディネーター、関係職員 等
- ・第三者：学校運営協議会委員、臨床心理士（スクールカウンセラー）、保護者代表（PTA会長）、自治会長 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「岐阜特別支援学校いじめ防止プログラム」

| 月 | 取組内容 |
|----|---|
| 4 | <ul style="list-style-type: none">・職員研修会で、「学校いじめ防止基本方針等」を周知したり、職員の人権感覚向上を図る研修を実施したりする。・新旧担任による児童生徒の実態に関する引継ぎ等を実施する。（新入生含む）・児童生徒・保護者・関係機関等に学校の心得や方針等を説明する。・要支援不登校児童生徒対策委員会を開く（年間を通して随時開催）。・PTA総会にて、いじめ防止に対する方針を説明する。 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none">・高等部生徒と保護者に向けた情報モラル教室を開催する。・各学部（学年、学級）にて、人権に関わる授業を行う（「いじめを見逃さない日」の取組）。・生徒会活動やMSリーダーズの活動を開始する。・学校運営協議会の中で、学校いじめ防止等対策推進会議を開催する。 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none">・「いじめ防止強化週間」（6月28日～7月3日）に向けた取組を開始する。・第1回アンケートを実施する。実施後に即時対応・指導の見届けをする（学校いじめ防止等対策推進会議の開催）。・個人懇談を実施する（児童生徒の様子の交流・情報モラルの向上啓発等）。 |
| 7 | <ul style="list-style-type: none">・いじめ防止週間の取組を振り返ったり、集会を開いたりする。「いじめについて考える日」（7月3日）・第1回県いじめ調査（4～7月）を行う。・職員会議等で1学期の児童生徒の様子を振り返る。 |
| 8 | <ul style="list-style-type: none">・希望に応じて家庭訪問を行い、児童生徒の生活状況や問題意識等を確認する。・職員の人権意識向上のための研修会を開催する。・職員会議等で児童生徒に関して共通理解を図る。 |
| 9 | <ul style="list-style-type: none">・各学部（学年、学級）にて、人権に関わる授業を行う（いじめを見逃さない日」の取組）。・情報モラル教室を（HRや集会で）行い、情報モラルへの意識向上に向けて取り組む。 |
| 10 | <ul style="list-style-type: none">・各学部（学年、学級）にて、人権に関わる授業を行う（「いじめを見逃さない日」の取組）。・職員会議等でいじめ対策研修を行う。 |

| | |
|-----|---|
| 1 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学部（学年、学級）にて、人権に関する授業を行う（「いじめを見逃さない日」の取組）。 ・第2回アンケートを実施する。実施後に即時対応・指導の見届けをする（学校いじめ防止等対策推進会議の開催）。 |
| 1 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学部（学年、学級）にて、人権に関する授業を行う（「いじめを見逃さない日」の取組）。 ・個人懇談を実施する（児童生徒の様子の交流・情報モラルの向上啓発等）。 ・第2回県いじめ調査（8～12月）を行う。 ・職員会議等で2学期の児童生徒の様子を振り返る。 |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学部（学年、学級）にて、人権に関する授業を行う（「いじめを見逃さない日」の取組）。 ・職員会議等で児童生徒に関して共通理解を図る。 ・情報モラル教室を（HRや集会で）行い、情報モラルへの意識向上に向けて取り組む。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学部（学年、学級）にて、人権に関する授業を行う（「いじめを見逃さない日」の取組）。 ・学校運営協議会の中で、学校いじめ防止等対策推進会議を開催する。 ・第3回アンケートを実施する。実施後に即時対応・指導の見届けをする（学校いじめ防止等対策推進会議の開催）。 ・個人懇談を実施する（児童生徒の様子の交流・情報モラルの向上啓発等）。 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学部（学年、学級）にて、人権に関する授業を行う（「いじめを見逃さない日」の取組）。 ・第3回県いじめ調査（1～3月）を行う。 ・職員会議等で3学期や1年間の取組を振り返り、次年度へつなげる。 |

6 いじめ問題発生時の対処

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第23条

- 1 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
(教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。)
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を

継続的に行うものとする。

- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

[組織対応]

- ・「学校いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

[対応の重点]

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握したものは速やかに管理職およびいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、24時間以内に校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等対策推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確實に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童生徒及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童生徒に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り心のケアまで、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童生徒に対しても、保護者と連携し児童生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、二次被害や再発防止に向けた事後の対応を中・長期的に行う。

[対応順序]（別紙フロー図参照）

（2）「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

[対応順序]

- ・児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が発生した」という申立てがあった時は、その時点で“重大事態が発生した”ものとして対応を行う。
- ・市教委・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ速やかに報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか市教委主体かの判断を仰ぎ、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

[学校主体による調査組織の編成]

- ・いじめ防止対策推進会議に、必要な第三者を加えることができる。
※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。
※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

[学校主体による調査における注意事項]

- ・市教委・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を図り指示を仰ぐ。
- ・児童生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実解明に厳しい姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・児童生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる児童生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

- ・調査結果は市教委・県教委に報告する。（市教委→県教委→知事に報告する。）
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は市教委・県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うため、学校において「いじめの未然防止・早期発見・再発防止の取組に関すること」を取り入れ、適正に学校の取組を評価する。

8 情報等の取扱い

（1）個人調査データの保管について

アンケートの質問票の原本等の一次資料については、当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間は当該児童生徒が卒業後5年間とする。

（2）指導記録について

1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、いじめ対策委員会記録等）

（3）校種間、学年間での確実な引継ぎ

個人カード、ファイル等への記録を隨時行い、適切な情報を管理補完し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。

別紙

早期発見・事案対処マニュアル

{いじめの把握}

- | | |
|----------------------|-------------|
| ○学級担任及び担任以外の教職員による発見 | ○本人からの訴え |
| ○生活アンケートによる発見 | ○養護教諭による発見 |
| ○児童生徒（本人を除く）からの情報 | ○地域住民等からの情報 |
| ○児童生徒（本人）の保護者からの情報 | ○その他 |
| ○学校以外の関係機関からの情報 | |



{いじめの報告} (いじめ対策組織会議の開催)

- 把握者⇒学級担任等⇒生徒指導担当者⇒各部主事⇒教頭⇒校長



{事実確認・方針決定} (いじめ対策組織における協議)

- | | | |
|-----------------|-----------------|----------|
| □事実関係の把握 | □いじめ認知の判断 | □指導方針の確認 |
| □個別指導の検討 | □役割分担（対応チームの編成） | |
| □全教職員による共通理解の形成 | | □関係機関と連携 |



{いじめへの対処} (いじめ対策組織による対処)

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ○いじめを受けた児童生徒への支援 | ○いじめを行った児童生徒への指導 |
| ○周囲の児童生徒への働きかけ | |
| ○いじめを受けた児童生徒の保護者への支援 | |
| ○教育委員会への報告 | ○関係機関（子相、警察等）との連携 |
| ○いじめを行った児童生徒の保護者への助言 | |
| ○スクールカウンセラー等の派遣要請 | ○いじめの解消の判断 |

| | いじめを受けた児童生徒 | いじめを行った児童生徒 | 周囲の児童生徒 |
|-----|---|--|---|
| 校内 | <ul style="list-style-type: none"> □いじめの行為から徹底して守る。 □安全確保のための巡視体制を強化する。 □3か月を目安としたいじめ解消に向け、組織的に注視し、心のケアと支援をする。 | <ul style="list-style-type: none"> □他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解させる。 □いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。 □不満、ストレス等を克服する力を身に付けさせ、いじめに向かわないよう支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> □周囲の大人に知らせる大切さに気付かせる。 □いじめは絶対許されない行為であることに気付かせる。 □自分の問題として捉え、いじめをなくすことの大切さを自覚させる。 |
| 保護者 | <ul style="list-style-type: none"> □いじめに関する事実経過を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処について説明する。 | <ul style="list-style-type: none"> □事実経過を説明し、家庭における指導を要請する。 □いじめを受けた児童生徒や保護者への謝罪について協議する。 | <ul style="list-style-type: none"> □当該児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮や個人情報に留意して必要に応じて今後の対応について協力を求める。 |



| {再発防止に向けた取組} | | |
|---|--|---|
| <p>○原因の詳細な分析 <input type="checkbox"/>事実の整理、指導方針の再確認 <input type="checkbox"/>必要に応じて外部の専門家等による助言 <p>○学校体制の改善・充実 <input type="checkbox"/>生徒指導体制の点検・改善 <input type="checkbox"/>教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等 <input type="checkbox"/>児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施</p> </p> | <p>○教育内容、指導方法の改善 <input type="checkbox"/>児童生徒の居場所づくりと学年・学級経営の見直し <input type="checkbox"/>豊かな心を育てる指導の工夫 <input type="checkbox"/>分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導など授業改善の取組</p> | <p>○家庭、地域との連携強化 <input type="checkbox"/>教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 <input type="checkbox"/>アンケート、学校関係者評価に基づく学校評価の実施 <input type="checkbox"/>P T A活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の育成</p> |